

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県高崎市大八木町920番地15

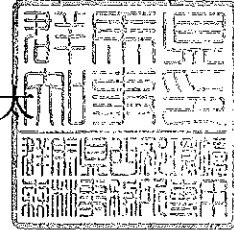
氏 名 株式会社エイ・シー・シー群馬

代表取締役 金田幸子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成29年 8月10日

許可の有効期限 令和 6年 8月 9日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 7年 8月10日 新規許可

平成12年 8月10日 更新許可

平成14年12月24日 変更許可

様式第七号の二 (第十条の二関係)

平成17年	8月10日	更新許可
平成22年	8月10日	更新許可
平成28年	6月21日	変更許可
平成29年	8月10日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無